

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 1 9 年 第 4 回 有 田 川 町 議 会 定 例 会)

平成 1 9 年 1 2 月 2 1 日

午 前 9 時 3 0 分 開 議

於 議 場

- 日程第 1 意見書案第 6 号 道路特定財源諸税の暫定税率の延長による道路財源の確保に関する意見書の提出について
- 日程第 2 請願の審査報告について (請願第 4 号)
- 日程第 3 請願の審査報告について (請願第 5 号)
- 日程第 4 陳情の審査報告について (陳情第 1 号)
- 日程第 5 議案第 126 号 平成 19 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 6 議案第 127 号 平成 19 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 128 号 平成 19 年度 有田川町老人保健事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 129 号 平成 19 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 議案第 130 号 平成 19 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 131 号 平成 19 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 132 号 平成 19 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 12 議案第 133 号 平成 19 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 134 号 平成 19 年度 有田川町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 136 号 平成 19 年度 公下第 6 号 一ツ松工区管渠布設工事 (第 7 工区) の請負変更契約について
- 日程第 15 議案第 137 号 有田川町水力発電施設周辺地域交付金基金条例の制定について
- 日程第 16 議案第 138 号 有田川町下水道条例の制定について
- 日程第 17 議案第 139 号 有田川町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 140 号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第141号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第20 議案第142号 有田川町土地開発公社定款の一部変更について

日程第21 議案第143号 有田地方介護認定審査会の共同設置の廃止について

日程第22 議案第144号 有田地方障害認定審査会の共同設置の廃止について

日程第23 議案第145号 有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議に
ついて

日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件

日程第25 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件

日程第26 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件

2 出席議員は次のとおりである（25名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
8番	岡省吾	9番	前勢利夫
10番	湊正剛	11番	佐々木裕哲
12番	森本明	13番	横畑龍彦
14番	殿井堯	15番	浦博善
16番	林道種	17番	坂上東洋士
18番	楠部重計	19番	新家弘
20番	西弘義	21番	中西正門
22番	中山進	23番	竹本和泰
24番	大岡憲治	25番	橋爪弘典
26番	森谷信哉		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

7番 田中良知

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

13番 横畑龍彦 15番 浦博善

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	片畑昌宙
福祉課長	東敏雄	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	星田仁志	税務課長	赤井康彦
建設課長	中西一雄	産業課長	中島詳裕
地籍調査課長	下西隆雄	水道課長	山本満寿典
下水道課長	中井勇	教育委員長	鈴間稔
教育長	楠木茂	学校教育課長	岩本良憲
社会教育課長	平内竹信		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

事務局長	本下浩久	書記	池尻ひろ子
------	------	----	-------

8 議事の経過

開議 9時30分

議長（亀井次男）

おはようございます。

7番、田中良知君から欠席の届出がありましたので、ご報告します。

ただいまの出席議員は、25名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の説明員は、町長ほか20名であります。

…………… 日程第1 意見書案第6号 ……………

議長（亀井次男）

日程第1、意見書案第6号、道路特定財源諸税の暫定税率の延長による道路財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

本意見書案は、提出者14番議員、賛成者22番議員ほか7名より提出されていますので、14番議員に提案理由の説明を求めます。

14番、殿井君。

14番（殿井 堯）

おはようございます。

ただいま、議長の許可を得ましたので、提案理由の説明をしたいと思います。

意見書案第6号、道路特定財源諸税の暫定税率の延長による道路財源の確保に関する意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

お手元に配布の意見書案の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

道路特定財源諸税の暫定税率の延長による道路財源の確保に関する意見書案。

道路は、地域経済の発展や安全で安心な生活の実現に不可欠な最も基本的な社会基盤であります。県内の道路整備は全国に比べ著しく立ち遅れており、その整備は地域住民が長年にわたり熱望してきているところであります。

今般、昨年末の道路特定財源の見直しに関する具体策に基づき、道路の中期計画の素案が示されたところでありますが、遅れている地方の道路整備に対する地域住民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

1．道路の中期計画を確実に達成するため、道路特定財源諸税の暫定税率を10年間延長するとともに、受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、すべて道路整備を強力に推進するために充てること。

1．特に、地方が真に必要としている道路整備が滞ることなく着実に進むよう、貴重な財源である地方の道路特定財源を維持するとともに、地域の生活に密

着した道路整備が安定的に実施されるよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日、和歌山県有田川町議会。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、行政改革担当大臣であります。

以上です。

議長（亀井次男）

これより、意見書案第6号について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立全員であります。

したがって、本意見書案は、原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第2 請願の審査報告について（請願第4号） ……………

議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第2、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第4号として、作業所の利用者負担軽減策に関する請願が、本定例会第1日目において、住民福祉常任委員会に付託されております。

この件について、住民福祉常任委員長から、審査の経過及び結果について、報告を求めます。

住民福祉常任委員長、佐々木君。

住民福祉常任委員長（佐々木裕哲）

委員長報告を行います。

請願第4号、作業所の利用者負担軽減策に関する請願が、本定例会第1日目

において、当委員会に付託されています。この件につきまして、去る12月11日に委員会を開き、請願の主旨、内容等について慎重審査をいたしました結果、賛成多数で採択と決定しました。

十分にご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

議長（亀井次男）

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本件は、採択することに決定しました。

…………… 日程第3 請願の審査報告について（請願第5号） ……………

議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第3、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第5号として、高齢者医療制度の見直しを求める請願が、本定例会第1日目において、住民福祉常任委員会に付託されています。

この件について、住民福祉常任委員長から、審査の経過及び結果について、報告を求めます。

住民福祉常任委員長、佐々木君。

住民福祉常任委員長（佐々木裕哲）

委員長報告を行います。

請願第5号、高齢者医療制度の見直しを求める請願が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されています。この件につきまして、去る12月11日に委員会を開き、請願の主旨、内容等について慎重審査をいたしました結果、

全員一致で採択と決定しました。

十分にご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

議長（亀井次男）

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は、採択することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、お手元に配布のとおり、後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書案が、提出者 11 番議員、賛成者 18 番議員ほか 6 人から提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第 1、意見書案第 7 号として、直ちに議題にいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件を日程に追加し、追加日程第 1、意見書案第 7 号として、直ちに議題にすることに決定しました。

…………… 追加日程第 1 意見書案第 7 号 ……………

議長（亀井次男）

追加日程第 1、意見書案第 7 号、後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

本意見書案について、11 番議員より提案理由の説明を求めます。

11 番、佐々木君。

11番（佐々木裕哲）

意見書案第7号、後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

お手元に配布の意見書案の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書案。

75歳以上のすべての高齢者が加入する後期高齢者医療制度について、来年4月の実施を前に、高齢者の不安が広がっている。

この制度においては、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、月額1万5,000円以上の年金受給者の年金からは、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない限り、保険料を天引きするとしている。

よって、国においては、高齢者の不安をなくし、安心して医療を受けられるように、下記の措置を講じられるよう要望する。

記

1. 医療費に対する国庫負担を増やして、保険料の軽減を図ること。

2. 70歳から74歳までの窓口負担増及び75歳以上の新たな後期高齢者医療制度における被扶養者からの保険料徴収は凍結すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日、和歌山県有田川町議会。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣であります。

十分にご審議いただき、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

議長（亀井次男）

これより、意見書案第7号について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立全員であります。

したがって、本意見書案は、原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第4 陳情の審査報告について（陳情第1号） ……………

議長（亀井次男）

日程第4、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第1号として、新事業所建設への助成についての陳情が、本定例会第1日目において、住民福祉常任委員会に付託されています。

この件について、住民福祉常任委員長から、審査の経過及び結果について、報告を求めます。

住民福祉常任委員長、佐々木君。

住民福祉常任委員長（佐々木裕哲）

委員長報告を行います。

陳情第1号、新事業所建設への助成についての陳情が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されています。この件につきまして、去る12月1日に委員会を開き、陳情の主旨、内容等について慎重審査をいたしました結果、賛成多数で採択と決定しました。

十分にご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

議長（亀井次男）

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本件は、採択することに決定しました。

議長（亀井次男）

日程第5、議案第126号、平成19年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、森本君。

12番（森本 明）

12番、森本です。質疑を行わせていただきます。

予算書22ページ、行政局及び出張所費というところで、臨時雇賃金43万4,000円。もう一点は、予算書の42ページ、教育総務費の事務局費で、臨時雇賃金60万。基本的には、賃金というのは、私は当初予算に盛り込むのは筋ではないかと思えます。その中で、特別にこういうことを補正するという事は、何らかの理由があるかと思えますので、詳細に教えてください。

議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

住民課長（星田仁志）

森本議員さんの質疑にお答えさせていただきます。

まず、23ページ、行政局及び出張所費の賃金でございます。

城山の所長さんが、4月から6月まで病休で3カ月間休暇を取っております。そのため、この3カ月分、臨時職員を雇いました。それで、年間、臨時職員の賃金は当初予算へあげておりますが、この3カ月分が不足してまいりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

住民課の担当分は、これで終わります。

議長（亀井次男）

学校教育課長、岩本君。

学校教育課長（岩本良憲）

43ページの事務局費、賃金60万円でございますが。これは、学校における新たな制度ができて、特別支援員という教員を雇うことができるようになりました。その賃金でございまして、この3学期から50日間、2人を雇う賃金でございます。単価は6,000円でございます。

議長（亀井次男）

12番、森本君。

12番（森本 明）

再質疑をいたします。

今の教育委員会の説明は、十分わかりました。国費は、このことに入ってくるのかな。

(「はい」と学校教育課長、呼ぶ)

12番(森本 明)

そして、もう一点、住民課の問題については、初めに使っておった、予算の先食いということですので、いいか悪いかは別にして、それは当局の方は十分わかっていると思いますが、そのわかった時点、9月補正ですべきではないかと私は思います。議会に対しての、ある程度の軽い見方ではなかろうかと思いますが、その辺をどのように理解していますか。

議長(亀井次男)

住民課長、星田君。

住民課長(星田仁志)

お答えしたいと思います。

あくまでも臨時雇いで賃金ですので、休暇等とりますと、その分が減ってきますので、9月現在では、どれほど残っていくか、使っていくかというのは、まだ把握できませんので、12月になったわけでございます。

以上です。

議長(亀井次男)

2番、増谷君。

2番(増谷 憲)

2番、増谷です。私も同じ補正予算について質疑をさせていただきます。

2つ質疑させていただきます。

まず第1点目は、31ページですかね。じん芥処理費のパッカー車の購入費ということで組まれていますけども、既にご存じのように、事故でこういうことになったわけですが、今回の教訓として、この運行業務にですね、そもそも無理があって、常にそういうスピードを出して運行しなければならない状況であったのではないかと心配するわけですが。そういう点、業者の方に、運行業務をその後どう見直したかというのを出させているかという点。

第2点目として、今後事故を起こさないためにも、以前の状況から、どういうふうになっているのかという点。委託料には影響がないのかということをお聞きしておきたいと思います。

もう1つはですね、47ページの繰上償還ですけども、今回政府債のものを3年間、7%、6%、5%の分を償還していくということですが、これによりまして、いわゆる利息分の減らせる部分というのは、どれくらい試算されているのか、企画財政課長に改めてお伺いしておきたいと思います。

以上です。

議長(亀井次男)

環境衛生課長、河島君。

環境衛生課長（河島一昭）

ただいまのご質疑にお答えいたします。

運行計画というのは、こちらから一方的に提示するというので、事故後、業者の方から提起されたということはありません。

環境センターへの到着ということで、急いで帰ってくるのではないかとのご指摘でございますけども、運行上はそれでいけるというふうに判断しております。ただし、いろんな諸般の事情で、現在、環境センターについては、搬入は午後3時までということになっております。それを今回、環境センターと協議して、午後4時ということで、1時間延長いたしました。午後4時以降になる場合は、その時点で電話で連絡すると、4時以降においても搬入はさせていただくということで、環境センターと契約というか、そういうことになっております。

それともう一つ、これは直接質問の内容ではないんですけども、事故を起こした運転手さんが入院いたしました。そして、8月の末に復帰したわけですけども、9月の初め、9月7日ですけども、車両で収集運搬していただく業者がたくさんおりますが、その業者すべて金屋庁舎に呼び寄せまして、交通安全、それから労働災害、そういったものの事故防止について徹底するようにということで、会議を開催しております。

それから、委託料の件ですけども、今回の事故によって1日収集がとまりました。とまった分は職員でカバーしたわけですけども、その1日分については、委託料から減額したということでございます。

以上です。

議長（亀井次男）

企画財政課長、山崎君。

企画財政課長（山崎正行）

お答えします。

繰上げ償還に伴う利子がどれくらい軽減されるかということでございます。

これにつきましては、3カ年の償還計画を立てております。本年度は、7%の分に対して償還するということです。来年度は、6%の分を償還したい。再来年度、21年度は5%。ということで、5%以上の政府資金の償還が認められました。そういうことで、今年は3,016万4,916円を償還するというので予算計上させております。それに伴いまして、今年度のみの利子の軽減は270万4,000円になります。単年度でこうなりますが、3カ年の全体の償還額としまして、1億4,675万9,081円を償還予定しておりますので、その利子の軽減総額としましては2,322万9,000円、これが軽減されるものとなっております。

以上です。

議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

続きまして、討論を行います。討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 6 議案第 1 2 7 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 6、議案第 1 2 7 号、平成 1 9 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 7 議案第 1 2 8 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 7、議案第 1 2 8 号、平成 1 9 年度有田川町老人保健事業特別会計補

正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第8 議案第129号 ……………

議長（亀井次男）

日程第8、議案第129号、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

..... 日程第9 議案第130号

議長（亀井次男）

日程第9、議案第130号、平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

..... 日程第10 議案第131号

議長（亀井次男）

日程第10、議案第131号、平成19年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

..... 日程第 1 1 議案第 1 3 2 号

議長（亀井次男）

日程第 1 1、議案第 1 3 2 号、平成 1 9 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

質疑ありませんか。

9 番、前勢君。

9 番（前勢利夫）

本プロジェクトは、将来の本町の財政運営上、たいへん大きな課題を有しておる事業でございます。しかし、将来、あらゆる客観的情勢から見ても、当町、当地域における中核地帯としての、あらゆる面での整備は絶対必要でございます。旧吉備町時代からの本構想がいよいよ実現、現在の状況に至っておるわけでございます。そういう面で、改めてこの際、補正予算が計上される中で、長の決意を質しておきます。

今申し上げました引けない問題であると同時に、現在の財政事情を見ると、慎重の上にも慎重、特に住民の完全な了解なしには、本工事は数々の例があるごとく、各地域において、特に県都といわれる和歌山市そのものもそうでございますが、大きな赤字財政の岩くつとなっておることも事実です。

そこで、本問題の取り組みについては、町長以下、担当課の課長を筆頭に、全課が全力を挙げて、住民の本問題に対する喚起と、そして加入度合いを高めていただく、こういうことに全身全霊を注いでいただきたい。同時に、この事業を承認した以上は、絶対的に議会も責任がありますので、議長以下全力を挙げて、——私も開会日の全協においても申し上げて、担当委員会の方でも精力的に取り組んでいただく約束を議長から賜っておるんでございますが。そういう面で、改めて今、先ほども申し上げました町長の決意だけを、この際、本会議で聞いておきたいと思えます。

議長（亀井次男）

町長、中山君。

町長（中山正隆）

前勢議員さんおっしゃるとおり、旧吉備町時代から始めた公共下水道事業、非常に多額の財政を伴う事業であります。ただ、当地区は、今のところ新しく若者もたくさん移り住んで来てくれています。これからも、いろんな事情により、当地区については、若者がもっともっと来ていただけたらと思っていますし、やっぱり若者に来ていただくための施策として、この公共事業、非常に重要だと考えています。もちろん、町民の皆様方の協力、理解なしにはこれは進めな

いと思います。幸い21年度から一部供用開始されますけれども、2期工事についても滞りなく、財政と相談をしながら順次進めていきたいと思っています。

加入については、我々も万全を期して取り組んでいかなければならないと思っています。できるだけ加入して取り付けていただけるような方法も、これから検討していきたいと思ひますし、議員の皆さん方にも、いろんな方面から今後ご協力いただくことをお願いを申し上げまして、私の決意とさせていただきますたいと思ひます。

議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

2番、増谷君。

2番（増谷 憲）

2番、増谷です。132号について、質疑をさせていただきます。

今回の11ページの歳出にですね、測量設計監理等委託料ありますけども、2900万円余り。これは、第2期分の設計委託ということで今回盛り込まれたということで把握させていただいていいのかどうか、その点だけご答弁いただきたいと思ひます。

議長（亀井次男）

下水道課長、中井君。

下水道課長（中井 勇）

お答えいたします。

議員さんおっしゃられるとおりでございます。

議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立多数〕

議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

..... 日程第 1 2 議案第 1 3 3 号

議長（亀井次男）

日程第 1 2、議案第 1 3 3 号、平成 1 9 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別
会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

..... 日程第 1 3 議案第 1 3 4 号

議長（亀井次男）

日程第 1 3、議案第 1 3 4 号、平成 1 9 年度有田川町水道事業会計補正予算
第 2 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

..... 日程第14 議案第136号

議長（亀井次男）

日程第14、議案第136号、平成19年度公下第6号一ツ松工区管渠布設
工事第7工区の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

..... 日程第15 議案第137号

議長（亀井次男）

日程第15、議案第137号、有田川町水力発電施設周辺地域交付金基金条
例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 6 議案第 1 3 8 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 1 6、議案第 1 3 8 号、有田川町下水道条例の制定についてを議題と
します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 7 議案第 1 3 9 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 1 7、議案第 1 3 9 号、有田川町長等の給与の特例に関する条例の制
定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 18 議案第 140 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 18、議案第 140 号、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 19 議案第 141 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 19、議案第 141 号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

15 番、浦君。

15 番（浦 博善）

15 番、浦です。議案第 141 号について、質疑をさせていただきます。

この条例の改正によって、人件費は増加すると思われるんですけども、それに伴う年間の増加する金額と、この条例を今、提出しなければならない理由をお尋ねします。

議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時11分

再開 10時12分

~~~~~

議長（亀井次男）

再開いたします。

総務課長、須佐見君。

総務課長（須佐見政人）

浦議員さんの質疑にお答えいたします。

今回の人事院勧告に基づきまして、増える分でございますが、主なものとしたしましては、若年層に限定して、0.35%給料が上がりました。これにつきましては、18才から30才ぐらいまでの方と、あと少子高齢化に伴い扶養手当が500円上がります。それと民間の支給割合に見合うように、勤勉手当0.05カ月上がります。全体で407名分で1,260万円増加いたします。

今回、人事院勧告にもとづきまして、国の予算が通ったわけなんですけども、毎年、人事院勧告どおり12月で補正をさせていただいているわけです。

以上でございます。

議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

15番、浦君。

15番（浦 博善）

15番、浦、議案第141号について、反対の立場から討論いたします。

ただいまの説明により、若年層における給料を増額するというものでありましたが、決して、私の感じるところ、また住民のみなさん感じるところを推測しましても、公務員の方は、そんなに待遇が劣っているとは考えにくいと思います。その置かれている公務員としての安定した立場、またこの不況下においても安定した収入ということを考えても、決してそんなに劣っている状況ではないと私は判断いたします。

また、人事院勧告としてのということではありますが、今、地方分権が叫ばれているこの時代に、そこまで国の方針に従わなければならないのでしょうか。

昨日からの一般質問において町長も、この2～3年が非常に、当町においても財政的な山場を迎えるというふうな説明でありました。もし、このような公務員さんの給料を上げるというのなら、もう少し改革が済み、財政的にも安定した状態になってから行う方が適切ではないかと思えます。

今また、この当町において、職員の不祥事事件もございました。今、このような条例をした場合は、とても住民の皆様への理解は得られにくいと思えます。また、私も住民の皆様に対して説明するすべがございません。

よって、私はこの議案について反対をいたします。

同僚議員様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（亀井次男）

17番、坂上君。

17番（坂上東洋士）

私は、浦議員とは反対でございまして、賛成の立場から討論に参加をさせていただきたいと思えます。

私も、職員の時代で21年有余、役場職員としてお勤めをさせていただきました。そして40のときに、この世界に入ったわけでございます。それまでに、私は10年近く、職組の書記長等々、また委員長等々やらせていただきました。浦君に一回お願いをしたいのは、公務員というのは、争議権がございません。これはもう、議員である限りは、地方公務員法なり、いろんなことをよく勉強されておられるのでございます。しかしながら、皆さん方も、この争議権がないことによって、人事院勧告によって、それをいわゆる職員がしていくと、こういうこと、それをもってまた、町長がするかしないかは、ここは財政の問題でございまして、裁量ということでございまして、町長は今回、それを提案をしてくれたということでございます。

したがって私どもも、そういう中で、現在までの。ほいや浦君、一回考えてやってくれ。今まで、ほんとに減らされるばかりしてきて、やっと今上がったというのが実感だろうと思うんでございます。したがって私は、町民から見ると、先ほどもそういう職員のいろんな事件があったからということを行いますけれども、私は、一生懸命働いておる職員に対して、それ相応の給料を上げるのは当たり前のことかと、私は思います。

だから、住民に対して、私は、そのようにもし言われれば、「まあ、そういうことは理解してやってくれ」と、こういうふうに言いたいと思う。そういう気持ちから、本案に賛成の立場で討論に参加をさせていただきました。

誠に、ありがとうございました。

〔拍手〕

議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

22番、中山君。

22番（中山 進）

議長の指名を得ましたので、賛成の立場から討論を行います。

先ほど、浦議員さん、確かに申されたとおり、財政的に非常に厳しい事情に追い込まれています。それはもう、同感でございます。

4月の機構改革の中で、企画の中に財政が入ったということで、私も最初、その理解に苦しんだのですが。企画の仕事というのは、本来、日常の業務、あるいは新しいその仕事をですね、見えないところを見えるようにするのが、企画の本来の仕事だと思っております。そういうところで、まあ言えば、前向きな姿勢で進めていくと。そこに財政が来たということはですね、まあ言えば、町の財政事情全般を把握して調整していくと、車に例えれば、企画のアクセルと財政のブレーキと、両方を持ったわけです。だから、私としては、財政の改革については、その企画財政課長の手腕に大いに期待して、何とかやっていただきたいと思うわけです。

したがって、今、17番議員がおっしゃるとおり、今回の件については賛成するものであります。

以上です。

〔拍手〕

議長（亀井次男）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論がないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時20分

再開 10時44分

~~~~~


..... 日程第 2 0 議案第 1 4 2 号

議長（亀井次男）

再開いたします。

続きまして、日程第 2 0、議案第 1 4 2 号、有田川町土地開発公社定款の一部変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

..... 日程第 2 1 議案第 1 4 3 号

議長（亀井次男）

日程第 2 1、議案第 1 4 3 号、有田地方介護認定審査会の共同設置の廃止についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 2 議案第 1 4 4 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 2 2、議案第 1 4 4 号、有田地方障害認定審査会の共同設置の廃止についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 3 議案第 1 4 5 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 2 3、議案第 1 4 5 号、有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

議長（亀井次男）

日程第 2 4、議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 2 5 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件 ……………

議長（亀井次男）

日程第 2 5、各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各常任委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 2 6 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

議長（亀井次男）

日程第 2 6、各特別委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各特別委員会の委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました各特別委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

町長、中山君から、発言の許可を求められておりますので、許可いたします。

町長（中山正隆）

19年の第4回定例会、皆さん方に慎重審議をいただきまして、ご承認賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

もうひとつ、きのうですね、実はJRの方から、正式に20年度のダイヤ改正の発表がありました。それで、今までわかってたんですけども、プレス発表するまで口外をせんといてくれということで、ようやくきょうは、皆さん方に特急の停車内容を配布することができました。結構、思ったよりたくさんとめていただきまして、これも皆さん方のご協力の賜だと、厚く御礼申し上げます。これから配布をさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

〔拍手〕

〔資料を配布〕

議長（亀井次男）

以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

これで、会議を閉じます。

平成19年第4回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 10時51分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

有田川町議会議長 亀井次男

13番議員 横畑龍彦

15番議員 浦博善